

令和4年第9回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第9号)

招 集 年 月 日	令和4年9月28日		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和4年9月28日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和4年9月28日 10時15分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 7 名  欠 席 1 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △☒ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1		
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	△
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8		
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	5 番	佐藤 潤	
	6 番	富永 富幸	



議長	<p>本日の出席委員は7名です。</p> <p>出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。</p> <p>これより令和4年第9回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に5番委員と6番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第54号から議案60号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第54号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[ ]、お名前が[ ]さん、耕作面積が5,001㎡です。譲受人の住所は[ ]、お名前が[ ]さん、耕作面積が4,241㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字小坂字田屋、地番が1070番1、1070番、字真入山1049番1、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で5,001㎡です。申請理由は譲渡人は後継者もおらず耕作放棄しており管理が行き届かないため譲り渡す。譲受人は事業拡大のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて6番委員より説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>改めましておはようございます。議案書1ページから3ページをご覧くださいませるか。農地法第3条の許可申請です。9月12日に事務局の方と現地を調査しました結果について、事案説明します。</p> <p>1049-1については、譲渡人の[ ]さんが管理できないので[ ]さんに譲渡すということでした。1049-1と1049-3は、[ ]さんの所有になりますが、[ ]さんに管理してもらおうということでした。1070-1と1070-3については、現在、[ ]さんは県外に住まわれておられ、1週間に1回自分の田んぼを耕作されていますので、帰ってきて、耕作されています。定年になったら小坂に帰ってこられてるということで、少しずつでも管理をしたいということでございました。周辺の</p>

議長	<p>農地に影響はないので許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。なおですね、この地図で見ると、ちょっと見にくいです。これが間に大規模林道が入っておりますので、これ入るところがないんですね。トラクターがないと、ちょっと耕作しにくいということで、以上です。</p> <p>それでは、議案第 54 号について、審議に入ります。議案第 54 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 54 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 54 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 55 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、耕作面積が 3,667 m<sup>2</sup>です。譲受人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、耕作面積は 0 m<sup>2</sup>です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字上殿字孝哉河内、地番が 501 番 1、503 番、字井手瀬 553 番 1、560 番 2、562 番 1、563 番 1、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計 3,667 m<sup>2</sup>です。申請理由は譲渡人は生前贈与する。譲受人は生前贈与を受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 4 番委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。4 番委員の代わりに説明をさせていただきます。議案書 4 ページをご覧ください。図面は、5 ページ及び 6、7 ページです。</p> <p>9 月 11 日にこの申請に関する代理人の [REDACTED] 行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人の [REDACTED] さんが所有する農地全部を譲受人である息子さんの [REDACTED] さんへ生前贈与による所有権移転するものです。申請する農地 3,667 m<sup>2</sup>全部耕作されております。農機具も譲り受け、農作業をされております。また、今回の申請農地の合計面積が下限面積以上であります。周辺の農地利用に影響もありません。以上、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可妥当と考えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 55 号について、審議に入ります。議案第 55 号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。  それでは、議案第 55 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 55 号は申請のとおり承認決定いたしました。  それでは議案第 56 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所が [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。申請地は大字加計字山崎、地番が 5326 番 2、地目が田、面積が 32 m<sup>2</sup>です。申請理由は墓地とするため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私から説明をさせていただきます。  議案書の 8 ページ、9 ページ 10 ページを見ていただき、なおかつ新たに写真を添付させていただいております。これで説明をさせていただきたいと思えます。9 月 26 日ですね [REDACTED] さん立会いで現地調査を行いました。申請地は写真でいいますと、加計山崎の交差点、竹林に接する第 2 種農地となっております。事業規模から見ても適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じることもないということで許可妥当と判断しました。先に私が言いましたがこれは墓地への転用です。ということで審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 56 号について、審議に入ります。  議案第 56 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。  それでは、議案第 56 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 56 号は申請のとおり承認決定いたしました。  それでは議案第 57 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所が [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。譲受人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。</p>

	<p>権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字下筒賀字中神原、地番が1154番3、地目が田、面積が合計394㎡です。申請理由は駐車場とするため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。図面は、12ページ及び13ページ、現地の写真は資料1の1ページです。9月14日の現地確認及び代理人である■■■■行政書士へ聞き取りした結果に基づき事案説明いたします。申請地は、加計支所から南西へ約1.5km進んだ■■■■の事務所と国道186号線の間位置する田です。こちらは譲受人の■■■■さんが、譲渡人■■■■さんより田を譲受け、従業員用の駐車場へ転用するものです。現在■■■■の敷地側にある水路を除き国道と同じ高さまで盛土をし、水路の上には鉄板を敷くと聞いております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第57号について、審議に入ります。議案第57号について質疑はありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第57号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第57号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第58号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所が■■■■、お名前が■■■■さんです。申請地は大字小板字田屋、地番が1046番2、1068番1、1073番3、真入山1049番6、地目が畑、面積が合計で1,823㎡です。申請理由は住人が逝去し、長期に亘り放棄したため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の14ページ、図面は15、16ページ、および資料2、2ページをご覧ください。 本議案は、■■■■の■■■■さんにより非農地証明申請</p>

	<p>です。申請地は、役場本庁から北へ約 19km 進んだ場所に位置しております小坂地域です。担当区域の 6 番委員と事務局とで、一緒に現地確認をいたしました。資料 2 をご確認いただきたいのですが、申請地は長年管理がされていない状況で、低木や竹が生えておりました。周りも森林に囲まれており、農地として維持するのは難しいと判断しました。④の 1073 番 3 については道と一体的になっており、耕作できる状態ではありませんでした。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 58 号について、審議に入ります。議案第 58 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 58 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 58 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 59 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所が [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。申請地は大字加計字後温井、地番が 4578 番 1、4581 番 1、4582 番 1、4583 番、4585 番、4586 番 1、4586 番 3、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で 1,294 m<sup>2</sup>です。申請理由は温井ダム建設のための残土処分地として使用されたため、石が多く農業に適さないため。また、長年耕作がされておらず利用していないため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 59 号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の 17 ページ、図面は 18、19 ページ、および資料 3、5 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、[REDACTED] の [REDACTED] さんによります非農地証明申請です。申請地は、役場加計支所から北西へ約 6km 進んだ場所に位置しております温井地域です。担当区域の 10 番委員と事務局とで、一緒に現地確認をいたしました。資料 3 をご確認いただきたいのですが、申請地は温井ダム建設時に残土処分地として使用されていた土地だそうで、たまに草刈りが行われているような状況でしたが、ガラが多く耕作できる状態ではありませんでした。また、④、⑤に示しております山側の土地については竹や雑木が生えており、山林化しております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>それでは、議案第 59 号について、審議に入ります。議案第 59 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 59 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 59 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 60 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 60 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 2 件出ております。資料 4、8 ページからをご覧ください。</p> <p>1 件目は■■■さんにより空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。登録届出地の場所につきましては、資料の 10 ページに位置図を、11 ページに地番図を添付しておりますので、まず、位置図をご覧ください。登録しようとする農地については、四合活性化センターの川向うに位置しております。地番図にて色を付けている部分が登録する農地となっております。そして、空き家バンクに登録されている物件については、569 番地の宅地です。</p> <p>2 件目は■■■さんにより空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては 12 ページに記載のとおりです。登録届出地の場所につきましては、13 ページに位置図を、14 ページに地番図を添付しておりますので、まず、位置図をご覧ください。登録しようとする農地については、香草地域に位置しております。地番図にて色を付けている部分が登録する農地となっております。そして、空き家バンクに登録されている物件については、1071 番地 14 の宅地です。</p> <p>この資料 4 につきましては、安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしておりますので、この資料に記載の農地を資料の 16 ページに追加し、変更案として作成しております。以上で、説明を終わらせていただきます。変更案について審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 60 号について、審議に入ります。議案第 60 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 60 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 60 号は申請のとおり承認決定いたしました。今回追加議案が提案されましたので議案第 61 号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは議案第 61 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 61 号の説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、令和 4 年 5 月 25 日付けで [REDACTED] によります高速道路盛土補強工事のため、一時転用許可を受けております。当初の計画では 9 月 17 日まで工事を履行する予定でした。しかし、コロナ禍の影響等により、搬入資材の遅延及び作業員確保がままならず、当初の計画工程より大幅な遅れが生じたため履行延期承認申請書が提出されました。変更後の完了は、10 月 17 日、一か月の延長となっております。来月の総会ですと間に合わないため追加議案とさせていただきます。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 61 号について、審議に入ります。議案第 61 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 61 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 60 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 3 点させていただきます。</p> <p>1 点目は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 2 件出ております。資料 5、18 ページをご覧ください。1 件目は [REDACTED] の [REDACTED] さん、2 件目は [REDACTED] の [REDACTED] さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2 点目は令和 5 年度安芸太田町農業施策に対する建議書の提出についてです。資料 6、22 ページからをご覧ください。こちらは建議書のたたき台となっております。赤字で記載しておりますのが昨年度から変更して追加した部分となっ</p>

ております。まず、重点要望の1、担い手の確保・育成対策については(2)に新たな担い手の掘り起こしのために、「安芸太田町版就農モデル」として半農半Xでの事業形態を検討すること。を追加しております。2、農業委員会の組織強化及び農業委員会活動に対する予算措置については(2)へまた、担当地区により活動面積が異なり、見回りに係る車代に差があるため費用弁償の予算措置を検討されるよう要望する。を追加しております。こちらについては他市町の実施例や民生委員等他の委員とのバランスを考えながら検討をする必要がありますが、推進委員さんから要望があり、地域ごとに活動範囲も違うため建議に追加しております。3、水田活用の直接支払い交付金の交付対象水田の見直しについてですが、こちらは水田活用の直接支払い交付金の支払い要件として今後5年間に一度水張を行うことという要件が追加となり、このことについて新たな支援策の検討や農林水産省に対して要望をすることについてを追加しております。次に一般要望についてですが、1の(1)は畦畔補助についてです。現在の畦畔補助ですとメーター単位1,500円と、材料費のみを賄うものとなっておりますが、委託して施工をする場合事業費の2割程度にしかならないため、補助額を事業費の5割に拡充するよう要望するものです。2の鳥獣害防止対策については昨年の内容から具体的に内容を絞り要望するものとしており、①電気柵等の補助金、②集落での不要果樹や残渣の放置の削減への取り組み、③有害鳥獣捕獲班員の担い手の確保の3点について周知や推進対策を講じること、また、必要に応じて予算の増額の措置を図ること。としております。

来月議案として提出した際にご意見をいただきたいと考えておりますのでご確認を宜しくお願い致します。

報告事項3点目は農業委員任命についてです。

欠員募集をしておりました農業委員について、議会の承認をえました。坪野・津浪地区担当として宮本千春さん、下筒賀・下殿河内地区担当として武本宮紀さんに来月から農業委員として活動をいただきます。報告は以上です。

議長

報告事項について質疑はありませんか。

(全員質疑なし)

議長

それでは無いようでしたら報告事項を終わります。

建議については次回要望書の内容をまとめますので、次回まで委員の皆様検討して見ていただければと思います。

これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。

これで、令和4年第9回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:15)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

5 番委員

6 番委員